

議 案 第 3 号

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

議長、副議長及び議員の議員報酬の改定を行うため、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「440,000円」を「450,000円」に改め、同条第2号中「390,000円」を「400,000円」に改め、同条第3号中「369,000円」を「379,000円」に改める。

第3条第1項中「ついた」を「就いた」に改める。

第5条第3項中「支給方法」を「支給について」に改め、「（以下「一般職の職員」という。）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。